

# A 成年後見申立ての手引き



岡山家庭裁判所

[平 26.4 版]

この手引きは後見等（後見，保佐，補助）開始の申立てを検討されている方々に，成年後見制度について説明したものです。

申立ての前に，この手引きを必ずお読みください。

《この手引きで使用される言葉の説明》

- ① 「申立人」とは，後見等開始の申立てをされる方のことです。
- ② 「本人」とは，判断能力が不十分と思われ，成年後見人等を選任する必要のある方のことです。
- ③ 「成年後見人等候補者」とは，申立人が，成年後見人等として適当であると考えている方のことです。成年後見人等を選任する際に裁判所が参考にさせていただきます。なお，候補者が必ずしも後見人に選任されるとは限らず，申立人のご承認が得られなくとも，裁判所の判断で，専門家（第三者後見人等 P10 参照）を選任する場合があります。あらかじめご理解ください。
- ④ 「成年後見人等」とは，裁判所によって正式に成年後見人等を選任された方のことです。具体的には「成年後見人」，「保佐人」，「補助人」のいずれかに分かります。
- ⑤ 成年後見人等が選任された後は，「本人」は，それぞれ「被後見人」，「被保佐人」，「被補助人」という呼び方になります。

# 目 次

	ページ
Q1 成年後見制度とは？	3
Q2 成年後見人等の権限と役割とは？	5
Q3 財産管理を行ううえで注意することは？	7
Q4 後見等事務の報告とは？	8
Q5 家庭裁判所による後見等監督とは？	9
Q6 第三者後見人等とは？	10
Q7 成年後見人等への報酬は？	11
Q8 成年後見人等の仕事が終わるのは？	11
Q9 成年後見人等選任までの流れは？	12
Q10 申立手続を行うには？	13

※Q3 から Q9 は、主として「後見」について説明  
しています。「保佐」「補助」はこれに準じてお  
考えください。

## Q1 成年後見制度とは？

### 1 「成年後見制度」とは

認知症，知的障害，精神障害，高次脳機能障害など，病気や不慮の事故などによって，判断能力が不十分な状態にある方（本人）を法律的な面で保護し，自立した生活を支えるための制度です。

本人自身でできることは本人に任せて良いのですが，本人の力だけでは難しい法律行為（たとえば，医療契約や介護契約の締結，預貯金の管理，生命保険金の受領，遺産分割協議，不動産の売買など）を行う場合は，本人を代理してこれらの手続などを行う援助者が必要です。

家庭裁判所では，本人の判断能力の程度や個々の事情に応じて，最も適切と思われる援助者（成年後見人等）を選任します。選任された成年後見人等は，家庭裁判所の監督を受けながら，本人に関する後見等の事務を行います。

こうした一連の手続を総称して「成年後見制度」といいます。



## 2 成年後見制度の区分

本人の判断能力の程度によって、以下の3つに区分されます。

区分	援助者	本人	判断能力の目安
後見	成年 後見人	被後見人	判断能力がまったく ない場合
例)簡単な買い物も1人で行うことは難しく、成年 後見人の援助が常時必要			
保佐	保佐人	被保佐人	判断能力が著しく不 十分な場合
例)簡単な買い物程度なら1人でもできるが、高額 な買い物はできないので保佐人の援助が必要			
補助	補助人	被補助人	判断能力が不十分な 場合
例)高額な買い物も1人でできるかもしれないが、 やや不安があり、補助人の援助があった方が 安心である。			

※区分を確定するために必要があるときは、医師による精神鑑定を行います。

(資格などの制限)

- ・被後見人又は被保佐人になると、医師、税理士などの資格や会社役員、公務員などの地位を失います。
- ・被補助人については、以上のような資格などの制限はありません。



## Q2 成年後見人等の権限と役割とは？

### 1 成年後見人等の権限

成年後見人等は、代理権、同意権、取消権を用いて本人を援助します。

代理権	本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限
同意権	本人が重要な財産に関する行為等を行う際に、その内容が本人に不利益でないかを検討して、問題がない場合に了承する権限
取消権	本人が成年後見人等の同意を得ずに重要な財産に関する行為等を行った場合、その行為を無効にし、元の状態に戻すための権限

成年後見人	成年後見人は、法定代理人として広い代理権を持つとともに、本人が行うすべての行為についての取消権を持ちます（ただし、若干の例外があります。）。
保佐人	保佐人は、本人が行う一定の重要な行為についての同意権と取消権を持ちます。 また、家庭裁判所で認められた特定のことからについての代理権を持つことができます。
補助人	補助人は、家庭裁判所で認められた特定のことからについての、同意権、取消権、代理権を持つことができます。

## 2 成年後見人等の役割

成年後見人	成年後見人は代理権に基づいて、本人の「身上監護」と「財産管理」を行います。身上監護は、本人がより良い環境で生活を送れるように配慮し、住居の確保、施設への入退所契約や医療契約を結ぶことなどを言います。ただし、本人との同居や直接的な介護までは求められていません。財産管理は、預貯金に関する取引、必要な費用の支払い等、本人の財産の全般的な管理を言います。
保佐人	保佐人の役割は、本人の預貯金の払戻し、不動産の売買、金銭の借入れ等、重要な財産に関する行為を行う際に同意することや本人が保佐人の同意を得ないでした行為を取り消すことです。また、家庭裁判所で認められた特定のことがらについて、本人の代理をすることができます。
補助人	補助人は、家庭裁判所で認められた特定のことがらについて、本人に同意を与えたり、本人が補助人の同意を得ないでした行為を取り消します。また、家庭裁判所で認められた特定のことがらについて、本人の代理をすることができます。

※遺言や身分行為（結婚や離婚、養子縁組、認知など）については、代理権、同意権、取消権の対象にはなりません。

## Q3 財産管理を行ううえで注意することは？

「財産管理」は、厳格に行わなければなりません。本人の財産から支出できるのは、本人に必要な費用に限られています。本人の財産を成年後見人等が自らの生活費に充てたり、借りたりする行為は、たとえ本人と成年後見人等が親子の関係にあったとしても、原則として許されません。

また、以下の点にもご注意ください。

### 1 預貯金口座の名義について

本人の財産を預貯金等で管理する場合は、本人名義とするか、「〇〇〇〇の成年後見人△△△△」名義としてください。成年後見人等の個人名義の口座では絶対に管理しないでください。

### 2 収支の管理の工夫

成年後見人等には、家庭裁判所に対して財産管理などの事務の状況を報告していただくことになっています。そのときに困らないよう、日ごろから金銭出納帳をつけるなどして収支を記録し、また、高額な領収書などは保管しておいてください。

### 3 その他

本人の居住用不動産について、売却・賃貸・増改築・抵当権設定等を行う場合には、事前に家庭裁判所の許可が必要になります。また、本人の財産を株や投資などで運用することは、原則として認められません。



## Q4 後見等事務の報告とは？

成年後見人等は，その役割である身上監護や財産管理の事務状況について，家庭裁判所に報告することになっています。報告には，「1か月報告」と「定期報告」があります。

### 1 1か月報告（成年後見人のみ）

成年後見人には，選任後，速やかに本人の財産状況を調査・整理し，1か月以内に報告していただきます。

報告に際しては，①本人に関する「財産目録」と「収支予定表」，②本人の財産や収支の内容を裏付ける資料（預貯金通帳や領収書の写しなど）を提出していただきます。

### 2 定期報告

成年後見人等に選任された後，家庭裁判所からの指示に基づき，被後見人等の様子や財産管理の状況などの後見等事務の状況を報告していただきます。報告に際しては，「後見等事務報告書」や「財産目録」などを提出していただきます。

定期報告以外にも，判断に迷う際には，随時家庭裁判所への自主的な後見事務状況報告をしていただくようお願いします。



## Q5 家庭裁判所による後見等監督とは？

### 1 後見等監督とは

家庭裁判所は、Q4でご説明した報告等に基づいて、成年後見人等の後見等事務の状況を定期的にチェックします。これを「後見等監督」と言います。

後見等監督は、基本的には定期的に提出していただく書面に基づいて行いますが、家庭裁判所に来ていただいて、事情をうかがう場合もありますので、ご協力ください。

また、成年後見監督人等が選任される場合、成年後見監督人等が成年後見人等の事務の状況を随時チェックします。成年後見人等は、成年後見監督人等の方針に従い、後見等監督を受けていただきます。

### 2 後見等事務が適正ではない場合

成年後見人等が本人の財産を自分のために使うなど不正な行為をしたときや、裁判所への報告義務を怠ったときなどは、家庭裁判所が成年後見人等を解任することがあります。

また、本人の財産に損害を与えた成年後見人等は、その損害を賠償しなければなりません。悪質な不正行為があった場合には、業務上横領等の刑事責任を問われることもあります。

## Q6 第三者後見人等とは？

### 1 第三者後見人等とは

成年後見人等として，本人の親族以外の第三者（弁護士や司法書士など，成年後見制度や財産管理業務について専門的知識を有している専門家）を選任する場合があります。このような第三者の成年後見人等を，「第三者後見人等」と呼んでいます。

### 2 第三者後見人等が選任される場合とは

誰を成年後見人等を選任するかは，申立人の意向を参考にしながら，家庭裁判所が独自に判断いたします。したがって，たとえ親族を予定されている場合でも，家庭裁判所が総合的に考えた結果，第三者後見人等を選任する場合があります。

また，親族から成年後見人等を選任する場合でも，あわせて第三者後見人等を選任し，親族の後見人等と協力しながら事務にあたっていただくこともあります。

※第三者後見人等が選任された事例

- ①誰が後見人等になるかについて，親族間で争いがある。
- ②本人の財産を自分のために使っていたり，担保に入れたりしている。
- ③収入がない，多額の債務を抱えているなど，経済状態に問題がある。
- ④財産目録の作成，裁判所への報告手続を，自分で行うことが難しい。



## Q7 成年後見人等への報酬は？

成年後見人等は、家庭裁判所に対して報酬付与の申立てを行うことができます。それが認められた場合は、本人の財産の中から報酬を支出することになります。

家庭裁判所では、後見等事務の具体的内容や本人の財産額に応じて、報酬を認めるかどうか、認める場合は報酬額をいくりにするかを決定します。家庭裁判所の許可を得ないで勝手に本人の財産から報酬を支出することは許されません。

なお、報酬付与の手続は、第三者後見人等が選任された場合も同様です。

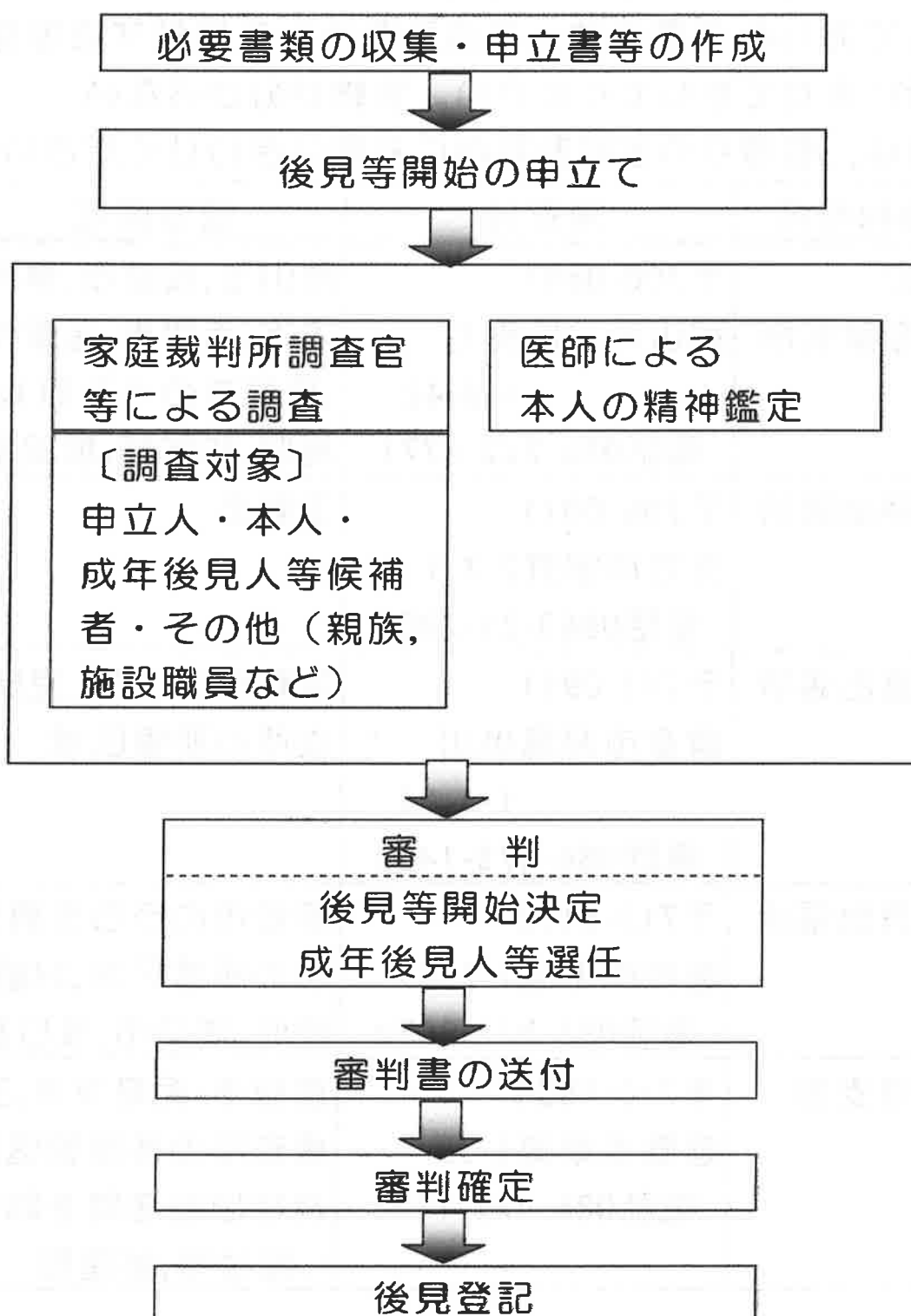
## Q8 成年後見人等の仕事が終わるのは？

成年後見人等の職務は、原則として、本人の能力が回復するか、本人が亡くなるまで続きます。遺産分割、保険金の受領等、当面の目的が達成されたとしても、引き続き後見等事務を行っていただく必要があります。

ただし、成年後見人等自身が、病気や海外渡航などやむを得ない事情のために職務の継続が困難になったときには、家庭裁判所の許可を得て辞任できる場合もあります。その時は新たな成年後見人等を選任することになります。

## Q9 成年後見人等選任までの流れは？

基本的な手続の流れは次のとおりです。



## Q10 申立手続を行うには？

### 1 どの家庭裁判所に申し立てるか？

本人の住所地（本人が特定の病院や施設に継続的に入所しておられる場合は、その所在地）を管轄する家庭裁判所に申立てをしてください。管轄が分からない場合は、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

裁判所名	所在地	管轄区域
岡山 家庭裁判所	〒700-0807 岡山市北区南方 1-8-42 電話086-222-6771	岡山市,備前市,瀬戸 内市,赤磐市,高梁市 ,真庭市のうち旧北 房町,和気郡,加賀郡
玉野出張所	〒706-0011 玉野市宇野2-2-1 電話0863-21-2908	玉野市
児島出張所	〒711-0911 倉敷市児島小川 1-4-14 電話086-473-1400	倉敷市のうち 児島 支所の所管区域
玉島出張所	〒713-8102 倉敷市玉島1-2-43 電話086-522-3074	倉敷市のうち玉島支 所の所管区域,旧船 穂町,浅口市,浅口郡
倉敷支部	〒710-8558 倉敷市幸町3-33 電話086-422-1393	倉敷市(児島支所,玉 島支所の各所管区域 及び旧船穂町を除く ) ,総社市,都窪郡

笠岡出張所	〒714-0081 笠岡市笠岡1732 電話0865-62-2234	笠岡市,井原市,小田郡
	※笠岡出張所では受付のみ行っています。 その後の手続は倉敷支部で進められます。 ※倉敷支部での受付も可能です。	
新見支部	〒718-0011 新見市新見1222 電話0867-72-0042	新見市
津山支部	〒708-0051 津山市椿高下52 電話0868-22-9327	津山市,美作市,真庭市(旧北房町を除く), 苫田郡,勝田郡,英田郡,久米郡,真庭郡

## 2 申立てができる人は誰か？

後見等開始を申し立てることができるのは、本人、本人の配偶者、本人の四親等内の親族、市区町村長です。

(四親等内の親族には、本人の両親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥姪、いとこなどが含まれます。)

なお、親族だけで申立手続を行うのは不安だという場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士などの専門家や、市区町村の地域包括支援センターなどにご相談ください。



### 3 申立ての方法について

- (1) この手引きをお読みにになり，成年後見制度の利用が必要と思われた方は，「後見申立てセット」に従って書類を作成し，必要な書類や資料などを収集して申立てをしてください。

取り寄せが必要な書類もありますので，準備には少なくとも1～2週間を要すると思われます。

- (2) 申立てに要する費用として，収入印紙（申立手数料として1件につき800円＋登記手数料として2,600円），郵便切手（後見開始を申し立てる場合は4,000円，保佐開始と補助開始を申し立てる場合は5,040円）が必要です。

なお，家庭裁判所が本人の精神鑑定を行う必要があると判断した場合は，その費用として5万円程度が必要です。鑑定費用は実施段階で納めていただきますので，申立て時は必要ありません。

上記の費用について，本人に負担させることを希望される場合には，申立書の「費用上申」の欄にチェックをしてください。上申が認められた場合には，選任された成年後見人等に対し，本人の財産の中から費用の償還を求めることができます。ただし，成年後見人等が選任されることなく手続が終了した場合には，この限りではありません。

- (3) 申立てをされるときは，書類等にもれがないか十分に確認してください。書類等が揃っていない場合には，受付ができないことがありますので注意してください。



#### 4 即日事情聴取について

※岡山家庭裁判所本庁に申立てをされる場合に限り  
ます。

岡山家庭裁判所本庁では、原則として、申立てに  
来られた当日に家庭裁判所調査官又は参与員の調査  
を受けていただくこととしています。これを「即日事情  
聴取」といいます。

即日事情聴取を実施するため、申立てをする日の前  
日までに、申立ての日時を電話で予約してください。  
予約をせずに申立てをされた場合は、即日事情聴取  
ができませんので、ご了承ください。その場合は、  
後日、改めて家庭裁判所においでいただき、調査  
を受けていただくこととなります。

予 約 先/岡山家庭裁判所 家事事件受付係

電 話/086-222-6771 (内線4514)

受付時間/月～金曜日(祝日は除く)

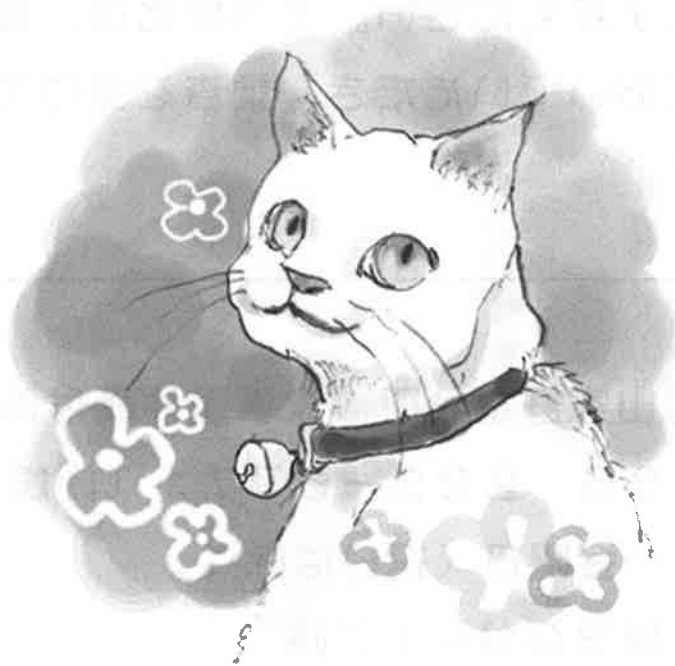
8時30分～17時

即日事情聴取では、申立ての事情や財産状況等につ  
いて確認させていただきます。申立ての際に、本人の財産

資料の写しを提出していただきますが、財産状況を確認するため、一部の資料については原本をお持ちいただくことがあります。

なお、申立人とは別の方を成年後見人等候補者にされている場合は、必ずお揃いの上おいでください。

申立ての受付及び即日事情聴取の所要時間は2時間程度です。



MEMO

